

# 広報

# こうら



甲良町ホームページ <http://www.kouratown.jp/>

## 集団登校にもなれたかな



4 県下第81号認定

5 お知らせ

12 保健福祉課

15 税務課からのお知らせ

16 子どもの人権と児童虐待

17 まちづくり活動団体育成補助金

2009

5



# ご入学 おめでとう



4月8日（水）入学式が行われ、甲良東小学校45名、甲良西小学校23名、甲良中学校75名がそれぞれの学校で新入生として迎えられました。午前中に行われた小学校の入学式では、小さな胸、希望にふくらませ担任の先生に名前を呼ばれた新入生が「はい」と返事をして、お祝いの言葉にも「ありがとうございます。」と元気に答えていました。



また、中学校の入学式が、午後から行われました。1年生はやや緊張気味ながらも堂々と入場し、校長先生や来賓の方の話に、じっと耳を傾けていました。入学を歓迎しているかのように青空が広がり、例年ならつぼみの桜が満開。さあ、いよいよ新しい学校生活のスタートです。



これからの学校生活、是非とも輝けるものにしていきましょう。

認定

## 県下第81号認定

小川原地区近隣景観形成協定が知事に認定されました。

小川原地区が平成20年度で締結作業をすすめていた『水と緑の小川原近隣景観形成協定書』が、知事から認定されました。認定式は、3月27日(金)、滋賀県庁知事室で行われ、嘉田由紀子知事から、認定書の交付と懇談会がありました。

知事からは、景観とは、「くらし」、「れきし」、「おもい」が現れたもの。どうか子どもや若い人たちに受け継いでほしいものですねとコメントされました。

この度の小川原地区の認定は、甲良町では、尼子、池寺、下之郷、在士、正楽寺、北落に次いで、7番目の認定となりました。



嘉田知事に小川原地区の活動を紹介



嘉田知事より認定書の交付

交流村

## せせらぎ農産物

せせらぎ農産物直売所は

6月から営業日を拡大します。

3月末現在、53名の生産者が登録して新鮮な野菜や仏花などの販売を行っております。昨年は営業日を週4日に拡大したところ、皆様のご支持により売上は倍増してきました。今後、新たな直売所の開設に向けて生産基盤を拡大するため、6月より木曜日から火曜日まで営業することとしました。今後とも相変わらずのご愛顧をお願い申し上げます。

※農家の皆様へ

直売所への出荷登録は随時受け付けております。

詳しくは産業振興課までご相談ください。

5月31日まで

営業日 木曜日～日曜日

営業時間 9:00～12:00

6月から

営業日 木曜日～火曜日

(定休日 水曜日)

営業時間 9:00～12:00

お知らせ

## 4月からよろしくお祈いします。



この度、社会教育指導員として勤務することになりました 内堀 隆夫 と申します。これまでの経験やつながりを活かし、地域での教育活動に尽したいと思っております。よろしくお祈いします。



この度、社会教育指導員として勤務することになりました 植田 建次 と申します。甲良町での勤務経験はありませんが、社会教育の発展に力を尽したいと思っております。よろしくお祈いします。



＜甲良駐在所所長 酒井 陽一＞

平成21年3月27日に甲良警察官駐在所の所長として着任しました。酒井陽一（さかいよういち）です。駐在所での勤務は、巡査部長の時以来です約15年ぶりとなります。私の仕事は、甲良町の治安を守ることであり、「安心・安全の街づくりリーダー」としてがんばっていく所存です。私自身20代の頃、県警の剣道強化選手として機動隊に在隊しており、剣道は5段ですが、最近竹刀を握ったこともありません。また、私の息子がサッカーをするようになってからは、サッカーが本当に大好きになりました。プレーヤーとして公式戦等に出場した経験はありません。家庭の事情で単身として甲良駐在所に赴任しましたが、改めて妻のありがたさや大切さを痛感しました。いろいろな意味で日々の駐在所での勤務及び生活の中で人間的に成長したいと思っておりますので、甲良町の住民の皆様よろしくお祈い致します。



＜甲良駐在所所員 吉川 幸祐＞

酒井所長とともに、今春から甲良警察官駐在所に赴任しました吉川幸祐（よしかわこうすけ）です。私は、甲良駐在所へ赴任する前は、河瀬駅前交番で2年間勤務しておりました。私が、警察官を目差した思いとしまして、育った滋賀県で、滋賀県のために何かできることはないかと考えたころ、幼少時代夢にみた「地域のお巡りさん」しかないと思志しました。ですから、今、こうして警察官の制服を着て、地域と一番密着している駐在所で「地域のお巡りさん」ができていくことに幸せを感じているところでありますが、その反面、大きな責任感もひしひしと感じております。甲良町の皆様とは、行事や町内で会うことも数多くあると思っておりますのでその節は、どうか、酒井所長ともども気軽に声をかけてきて下さい。まだまだ未熟ではありますが、一生懸命頑張ろうと強く思っておりますので、皆様よろしくお祈いします。

誕生日

天使のほほえみ 1歳のおたんじょうびおめでとう!



なかの えれん ちゃん  
中野 瑛恋 ちゃん  
5月2日生(小川原)



おくがわ ゆすみ ちゃん  
奥川 優泉 ちゃん  
5月4日生(横 関)



こもり りあん ちゃん  
小森 萌杏 ちゃん  
5月12日生(尼 子)



おおまち あいき ちゃん  
大町 愛祈 ちゃん  
5月21日生(小川原)



つじ りこ ちゃん  
辻 莉瑚 ちゃん  
5月22日生(横 関)



うえだ きょうせい ちゃん  
上田 響生 ちゃん  
5月25日生(池 寺)

平成21年7月号『天使のほほえみ』への掲載希望(H20年7月生のお子さん)の方は、5月29日(金)の「乳児の10ヶ月健診」時に写真をご持参ください。写真の裏にお子さんの名前(ふりがな)、生年月日、住所をご記入ください。問合先 総務課 ☎38-5063 保健福祉センター(保健師) ☎38-3314



春祭り

春祭り

4月に入り、甲良町の各集落で春祭りが実施されました。各字の役員・厄年の方々が色々に装飾された御みこしを担いでおられました。特に、19日(日)に実施された春祭りは夏のような暑さで、顔を真っ赤にしながら担いでおられました。役員さん等大変ご苦労様でした。



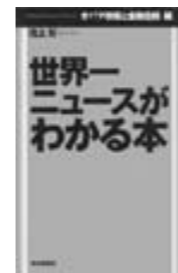
図書館

図書館に行こう!

いま読みたい本

すぐに役立つ  
ニュースの基礎知識

『世界一ニュースがわかる本  
オバマ政権と金融危機編』



池上 彰/著  
毎日新聞社  
「週刊子どもニュース」でおなじみの池上さんが、オバマ政権をはじめ、国内外のニュースをわかりやすく解説。

うまじむら 馬路村(高知)、かみかつ 上勝町(徳島)だけじゃない!

『平均年収2500万円の農村』



藤原 忠彦/著  
東京：ソリック  
村営バスの運営、24時間オープン  
の図書館!長野県川上村を日本一のレタス王国に成長させた村長の村づくりとは…。

ころぼめ先の杖!

『新型インフルエンザ  
対策マニュアルの作り方』



鈴木 宏/総監修  
時評社  
新型インフルエンザの基礎知識、対策行動計画の作り方、先進企業の取り組み例などを紹介。

いよいよ  
「裁判員制度」開始。

『罪と罰の事典』



長嶺 超輝/著  
小学館  
「これって罪になる?」「この罪は、どれくらいの罰?」そんな疑問に答えてくれます。

とうさん  
倒産の文字が  
頭をよぎったら…

『倒産するとどうなるか』



内藤 明亜/著  
明日香出版社  
倒産の危機に至った  
ら、どのような優先順位で処理するか。再起する方法は?自身の倒産経験をもとに、わかりやすくアドバイス。

5月の催し物

5月3日(日) 11:00~  
ゴールデンウィークお楽しみ工作会  
タイで人気のあるかわいい  
かざりリボンを作ります。  
定員20名。  
大人の方も大歓迎、図書館までお申し込み下さい。

5月9日(土) 14:00~  
おはなし会

5月13日(水) 14:30~  
お母さんお父さんのための絵本教室

5月23日(土) 14:00~  
子ども映画会 『星の王子さま』  
飛行機のパイロットが砂漠で出会った小さな男の子は…。  
不朽の名作を完全映像化。親子でお楽しみください。

5月24日(日) 13:30~  
名作映画会 『大菩薩峠 龍神の巻・完結編』  
出演：市川雷蔵、本郷功次郎ほか  
上映時間：約3時間(途中休憩有)  
お待ちせいたしました。2月に上映し、ご好評を頂いた『大菩薩峠』の続編2作を一挙上映!

☆☆☆お知らせ☆☆☆  
図書館では5月3日~5月31日まで、甲良町すみ絵クラブさんによる『水墨画展』を開催いたします。入場は無料です。皆さまお揃いでおいでください。

5 月						
月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31



サワディーカー SAWASDEE KAA  
タツサニーヤーです

今月のタイ語  
ドゥーン：歩く      パイ：行く  
スアンサーターラナ：公園  
マー：来る          クラブ：帰る  
ホンサムット：図書館

甲良町には2009年4月の人口8,029人の中に、外国人が75人おられます。周りの町と比べたら、まだ少ない数ですが、外国人の皆さんが町の住民の一人として幸せに暮らせることを望んでいます。

そこで、3月7日には多文化サークルの第1回目を子育て支援センターで行いました。その時、話が盛り上がり、次回は、多文化サークルメンバーの皆さんで甲良町内の施設めぐりをし、花見で懇談をすることになりました。

<第2回多文化サークルドライブとお花見>

4月4日(土)10時から役場を町バスが出発して、町内の施設めぐりが始まりました。参加されたのは甲良町に在住する日本、フィリピン、韓国、ブラジル、タイ、ベトナムの25名。最初、東保育センターや運動公園などを巡り、車中で案内。その後、西明寺に向かって、甲良町の古いお寺を参りました。

甲良町に長く住んでいた人でもまだ西明寺に行ったことない人もいました。

甲良町役場の観光担当者も来てくれました。

西明寺参拝の後、西保育センターや呉竹梅公園を車窓から見て周り、お昼の前に図書館に行きました。

図書館では施設案内や活動などを紹介しました。

今までタイの展示を何回もしましたが、今度、皆さんの国の展示もあれば、いいなと思っています。

お昼は北落の七郎平というところに行って、食事をしました。皆さんは自分の国の料理を作ってきたので、珍しいものがいっぱいありました。例えば、タイのソムタム(サラダ)やベトナムの春巻きフィリピンのアドボ、日本のちらし寿司など参加された方々の手づくり料理がお腹を満たしてくれました。本当においしかったです。食後、自己紹介のあと各国の動物の鳴き声紹介など、笑いがたえない懇談会でした。

次回第3回多文化サークルの活動はどろんこ田植えです。5月17日(日)に北落の子供たちと一緒に田植え体験をします。興味がある方、来てくださいね。

では、ポッカン マイ ナ カー(また 会いましょうね。)



西明寺の庭園を歩く



図書館の見学



図書館の絵本ルームでおおはしゃぎでした。



お互いの料理を楽しむ、これこそ多文化

子育て支援  
センター

ほっと館

だれもがホッとできる場所と、ホットな情報発信地、  
そして、子育て真っ最中の人たちほっとかん!

新年度がスタートして1ヶ月が経ちました。入学、進級など新しい環境に喜びや期待とともに、不安や戸惑いの多い時期でもあることでしょう。

子育て支援センター・ほっと館は、未就園児・小学生・中学生・高校生・青年とその保護者の子育てを支援する場所です。勉強のこと、友だち関係のこと、子育てをするうえの家族の悩みなど、気軽にご相談ください。(☎38-8003)



子育てボランティア募集します!

子育て支援センター開催予定の各種事業にご協力いただける、**子育てボランティア**の方を募集します。どうぞ、みなさんのお力を子育て支援センターにお寄せください。

●子育てボランティアの内容

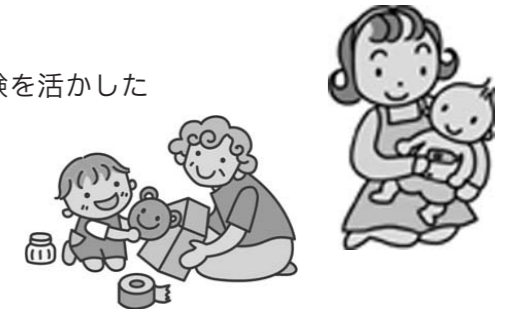
『親子ふれあい教室』の託児が中心です。また、子育ての経験を活かした【子育てアドバイス】などのボランティアもうれしいです。

★絵本のよみきかせ

★いろいろな絵をかく

★子どもたちと遊ぶ など、ボランティアの内容

で希望されることがあれば大歓迎です。(☎38-8003)



一時保育事業が始まりま〜す

今年度から新たな子育て支援として、一時保育事業が始まります。

保護者が、冠婚葬祭・病気・仕事・看護・介護・育児疲れなどで家庭内保育ができないときに利用する事業です。ご利用いただくときには事前申し込みが必要となります。(申し込み先：東保育センター)

問い合わせは、教育委員会(☎38-5070)、子育て支援センター(☎38-8003)、東保育センター(☎38-2087)までお願いします。

\*親子ふれあい教室\*

平成21年度の《親子ふれあい教室》は、6月より開催します。

詳しい内容、申し込みにつきましては、5月配布のチラシにてご案内させていただきます。

たくさん子どもたちや保護者の方々とお会いできるのを楽しみにしています。



5月のサークルひろば

サークル名	実施日	時間	場所
あおぞら	11日(月) 29日(金)	9:30~11:30	保健福祉センター
ひまわり	1日(金) 15日(金)	10:00~11:30	呉竹センター

※サークルに参加される方は、お茶をご持参ください。当日の参加も歓迎します。

6月のサークルひろば(予定)

サークル名	実施日	時間	場所
あおぞら	11日(木) 26日(金)	9:30~11:30	保健福祉センター
ひまわり	5日(金) 19日(金)	10:00~11:30	呉竹センター

地域包括  
支援センター

## 『介護予防健診のお知らせ』

3・4月に回答いただきました「基本チェックリスト」の結果、生活機能の低下が疑われる方について介護予防健診を受けていただきます。

介護予防健診を受けていただく方には、生活機能評価受診券を送らせていただきます。生活機能評価受診券がお手元に届いた方は、介護予防健診を医療機関で受けてください。



### ★介護予防健診の受け方★

- ・町内の医療機関で受診します。受診の際には事前に電話予約が必要です。
- ※町外の医療機関で受診を希望される場合は事前に地域包括支援センターにご相談下さい。

### ★介護予防健診の内容★

- 検査項目
- ・問診（既往歴・現病歴）
  - ・計測（身長・体重・BMI・血圧）
  - ・診察（視診・触診・はんぷく反復だ液嚥下テスト）
  - ・血液検査（貧血検査・血清アルブミン検査）
  - ・心電図検査
  - ・医師の判定（介護予防の必要性の判断）



### ★持ち物★

- ・生活機能評価受診券（ピンク色）
- ・基本チェックリストの写し
- ※町外の医療機関で受診をされる方は、介護保険被保険者証（黄緑色の保険証）が必要です。

### ★健診料★ 無料

※介護予防健診についてのお問い合わせは、甲良町地域包括支援センター（TEL：38-5161）へ

## ～介護予防でいつまでもハツラツと！～

### ●寝たきりのきっかけは身近なこと

介護が必要になってしまったきっかけは、「年をとって体を動かすことがおっくうになった」、「歯が抜けて食べ物が思うように食べられなくなった」などです。寝たきりとは関係のないことのように思われますが、体を動かさなかったり栄養が不足したりすれば筋力が低下し、転倒しやすくなります。転倒が原因で骨折すると、そのまま寝たきりの状態になる危険性が高いのです。

いつまでもハツラツと過ごすためにも、心身の老化のサインに早く気づき、体の機能を維持・向上させるなど体操していくことが大切です。



こんな悪循環を  
介護予防で断ち切る必要があります!!

### ★一般高齢者介護予防事業

## ★転倒予防教室のお知らせ★

対象者：おおむね65歳以上の方で、体力の低下・運動不足を感じている方。運動を通じて、健康維持につとめたいと考えておられる方。

5月の転倒予防教室のテーマは「ストレッチ体操」です。

開催日：1日（金）・15日（金）  
13：30～15：00

場所：保健福祉センター 1階 多目的研修室

参加費：1回 200円（送迎を希望される方は、1回100円で利用できます）

※参加を希望される方は、事前に地域包括支援センターまでお問い合わせください。

### ★甲良町で行っている介護予防プログラムの内容★

## ～特定高齢者介護予防事業～

介護予防健診の結果、教室参加が望ましいと判定された方が対象です

### ～運動器の機能向上～ =筋力トレーニング教室=

筋力トレーニング教室では、加齢や膝痛・腰痛などの身体機能の低下や転倒による骨折から引き起こされる要介護状態を予防するために、油圧式マシンを使った筋力アップ教室を行います。

- 運動指導員が個別に運動の指導を行っています。筋力・バランス・柔軟性・敏捷性の機能向上を図ります。
- ・毎週2回、火曜日・木曜日の午後、3カ月間をI期として開催しています。
- ・利用料はI期分で9,800円となります。

### ～閉じこもり予防・認知症予防・うつ予防～ =火曜サロン=

物忘れが気になる、外出機会が減って家の中で過ごすことが増えた、気分が落ち込むといった方に、趣味の活動や創作活動などを通じて、物忘れの悪化予防や生活の機能の維持を図ります。

- ・毎週火曜日、午前中に開催しています。
- ・利用料は1回200円です。

### ～栄養改善～ =食の匠教室=

管理栄養士の指導・相談のもと、日頃の食生活を振り返り、自分に合った栄養管理ができるようになるための知識と技術を身につけるための教室です。低栄養予防のための食材選びや調理方法を学びます。

- 男女問わず、参加していただけます。
- ・教室は3回シリーズで秋ごろ開催予定しています。

### ～口腔機能の向上～ =かむカム教室=

食べることの楽しみが維持できるよう、口の中や義歯の手入れの方法・噛むことや飲み込みの体操方法などを歯科衛生士の指導のもと、口腔衛生状態やむせ、飲み込みにくさなどの改善を図ります。

- ・教室は3回シリーズで秋ごろ開催予定しています。

## ～一般高齢者介護予防事業～

おおむね65歳以上の方ならどなたでも参加していただけます

### ～運動器の機能向上～ =転倒予防教室=

加齢による身体機能の低下や転倒による骨折から引き起こされる介護状態を予防するために、転倒予防教室を行います。集団で行う教室で、毎月テーマを決め、運動指導員が運動を指導します。

- ・毎月2回、金曜日の午後から開催しています。

### ～閉じこもり予防・認知症予防・うつ予防～ =木曜サロン=

物忘れが気になる、外出機会が減って家の中で過ごすことが増えた、気分が落ち込むといった方に、趣味の活動や創作活動などを通じて、物忘れの悪化予防や社会的機能の維持を図ります。

- ・毎週木曜日、午前中に開催しています。
- ・利用料は1回200円です。

### ～介護予防講座～

「運動」「栄養・口腔」「認知症・うつ・とじこもり」をテーマに、介護予防講座を行います。

- ご家族や介護者の方でも、どなたでも参加していただけます。
- ・年3回、秋ごろに開催を予定しています。

※介護予防事業に関するお申し込み・お問い合わせは、甲良町地域包括支援センター ☎38-5161  
※介護予防事業に参加される方で、送迎を希望される方は1回100円で利用していただくことができます。

健診

## 21年度 特定健診および若年健診のお知らせ

★19歳から64歳の方の健診を下記の日程で実施します。

《特定健診：国民健康保険に加入されている40歳から64歳の方が対象です》

☆持ち物 特定健診受診券（後日送付します）

健康保険証

健診料 1,000円

☆健診項目 問診

身体計測（身長・体重・腹囲・BMI）

血圧測定・検尿

血液検査（LDL・HDLコレステロール・中性脂肪・血糖値

肝機能・尿酸・血清クレアチニン）

医師の診察



《若年健診：甲良町に住民票がある19歳から39歳の方が対象です》

☆持ち物 若年健診受診券（★検診状況調査票にて申し込まれた方には後日受診券を送付します）

健診料 1,000円

☆健診項目 問診

身体計測（身長・体重・腹囲・BMI）

血圧測定・検尿

血液検査（LDL・HDLコレステロール・中性脂肪

血糖値・肝機能・尿酸・血清クレアチニン）



## 21年度 特定健診・若年健診日程表（19～64歳）

健診日	受付時間		健診会場
6月4日（木）	9:30~10:30	13:30~14:30	保健福祉センター
		17:00~19:00	
5日（金）	9:30~10:30		保健福祉センター
		17:00~19:00	呉竹センター
8日（月）	9:30~10:30	13:30~14:30	保健福祉センター
		17:00~19:00	長寺センター
9日（火）	9:30~10:30	13:30~14:30	保健福祉センター
		17:00~19:00	

★ お知らせ：40～64歳の方で国民健康保険以外の保険に加入されている方は、今回実施する特定健診の対象にはなりません。ご自分が加入されている健康保険組合等でご確認のうえ健診を受診してください。

★ 65歳以上の方の特定健診およびレントゲン検診は、7月に実施します。（7月号の広報をご覧ください）



健診についてのお問い合わせは 保健福祉課 保健グループ ☎ 38-3314

年金

## ～年金のお知らせ～

## 1. 国民年金保険料の納付は「口座振替の早割制度」がお得です！

毎月の国民年金保険料の納付を、口座振替の早割制度（当月末振替）にされると、毎月14,660円の保険料が14,610円となり、月々50円お得です。

お申し込みは、口座振替を希望される郵便局・金融機関等、またはお近くの社会保険事務所国民年金課まで。現在、口座振替で早割制度以外の振替方法を選択されている方がこの制度を希望される場合は、振替方法の変更手続きが必要です。

なお、口座振替の早割制度を申し込まれると、初回に原則2か月分（割引のない前月分と割引のある当月分）が振替になります。

## 口座振替

## 【早割制度（当月末振替）】

毎月の保険料を当月末に振り替えます

納期限（翌月末）よりも1ヶ月早く振り替えるため保険料が月々50円割引になります。

## 【毎月納付（翌月末振替）】

毎月の保険料を翌月末に振り替えます。

納期限（翌月末）の振り替えになるため保険料の割引はありません。

納付書による納付

## 【毎月納付】

毎月の保険料を納付書で納付する場合は、保険料の割引はありません。

※前納を希望される場合は社会保険事務所までご連絡ください。

## 2. 納め忘れはありませんか？

国民年金保険料申請免除を提出し一部免除が承認された方については、承認期間について一部免除以外の保険料（1/4納付、半額納付、3/4納付）を納付期限である2年以内に納付いただかないと、未納と同じ扱いになり将来的な年金の金額に反映されません。

納付書を紛失されている場合は、お近くの社会保険事務所に連絡願います。

## ■年金相談時間

午前10時から午後4時まで

## ■申し込み方法

平日の午前8時30分から午後5時15分までに、次の予約専用電話でお申し込みください。

なお、予約状況により相談日時を調整させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 【予約専用電話】

・滋賀社会保険事務局彦根事務所 ☎ 0749-23-5489

※この電話では予約以外のご用件はお受けできません。

滋賀社会保険事務局彦根事務所 ☎ 0749-23-1114

## 消防署だより 犬上分署 (☎38-3130)

あなたの勇気で大切な命を救いましょう！

私たちは、いつ、どこで突然のケガや病気におそわれるかわかりません。そのような時、近くに居合わせた人が行なう手当ての事を「応急手当」といいます。救急車が到着するまでの間、応急手当を行うことでケガや病気の悪化を防ぐことができます。

ケガや病気をした時、最も重症で緊急性を要するのは、呼吸や心臓が止まってしまった場合です。例えば、風呂やプールで溺れた時や交通事故などで大量に出血した場合、直ちに必要な処置をしなければ呼吸、心臓が止まってしまい、やがては死に至ります。

呼吸と心臓が止まってしまった時は、「心肺蘇生法（人工呼吸と胸骨圧迫）」を実施します。

そこで、「心肺蘇生法」の手順とポイントを紹介します。

- 1 反応の確認  
まず、傷病者に対して呼びかけ、意識や何らかの反応があるかどうかを確認します。
- 2 助けを呼び、119番通報をする。  
協力者を求め、119番への通報や、「AED」が近くにあれば持ってきてもらうなど、応急手当の手伝いを依頼します。
- 3 気道の確保  
傷病者の下あごを持ち上げ、空気の通り道をつくります。
- 4 呼吸の確認  
顔を傷病者の口元に近づけ、10秒以内で観察します。体の動きがあるか、息の音が聞こえるか、吐息を頬で感じるかを確認します。
- 5 人工呼吸  
呼吸がなければ、相手の鼻をつまみ、1秒かけて2回息を吹き込みます。
- 6 胸骨圧迫（心臓マッサージ）  
左右の乳頭の間、胸の中心の部分を手のひらで30回圧迫します。腕をまっすぐに伸ばし、体重をかけて圧迫します。
- 7 人工呼吸と胸骨圧迫の繰り返し  
人工呼吸2回、胸骨圧迫30回を繰り返し行い、救急隊が到着するまで実施します。複数的人数で交代しながら行えばより効果的です。



駅や学校などの施設には、AEDという電気ショックを与える機器が備えられている場合があります。AEDが近くにある場合は、心肺蘇生法と併せて活用することにより、より効果的な応急手当を実施することができます。

AEDの使用法はいたって簡単で、誰にでも取り扱うことができます。電源ボタンを入れれば、後は音声メッセージが出ますので、その内容に従って行動してください。最後に、救急車のサイレンが聞こえたら、救急車の誘導と担架搬送に障害となるような物品の除去をお願いします。

一生に一度あるかないかという場面ですが、もしそういった場面に遭遇したら、ぜひ勇気を持って応急手当を実施して下さい。あなたの勇気が大切な命を救うことにつながります。

## 税務課からのお知らせ (☎38-5064)

平成20年度分の税金につきまして、納入ありがとうございました。

4月から新たに平成21年度分の税金が計算されます。引き続き納税いただきますようよろしくお願いいたします。

### ■固定資産税

固定資産税は毎年1月1日（賦課期日）に土地、家屋および償却資産を所有している人がその固定資産の価格をもとに算定された税額を甲良町に納める税金のことで

#### 納める人

1月1日現在で固定資産を所有している人

#### 納める額

固定資産の価額の1.4%（固定資産の価額とは、町長が一定の基準により評価した価額のことで、固定資産台帳に登録されています）

#### 納める方法

5月中旬に納税通知書を送付します。5月に全額を納付（前納）、もしくは年4回に分けて納めます。前納の場合は前納報奨金分が差し引かれます。

#### 死亡された方の名前で通知書が届く場合

相続や売買がなされていない土地・家屋の場合、亡くなられた方の名前で通知書などが送付されます。【代表者指定届】にて、代表者をお知らせください。（用紙は税務課にあります）

町民の皆さんが納めていただいた税金は、甲良町をよりよい暮らしにするため、幅広く使われている大切な財源です。平成21年度の町税納期限は下記のとおりです。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町 県 民 税			1期			2期		3期		4期		
固定資産税		1期			2期			3期		4期		
軽自動車税		全期										
国 保 税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

※各納期月の最終日が納付期限・口座振替日です。最終日が土・日・祝日の場合は、翌営業日が納期日となります。

★振替納税をご利用の方は、ご指定の金融機関の預金口座から税金が引き落としされます。

納税額に見合う預金をご準備ください。よろしくお願いいたします。

5月は固定資産税と軽自動車税の納期月です。税金の計算方法について説明いたします。

### ■軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日現在登録されている所有者に課税されます。

#### 納める人

町内に定置場（いつもおいてある場所）のある軽自動車等の所有者。

#### 納める額

軽自動車の種類により税金は異なりますが、主なものは次のとおりです。

原動機付き自転車	～50cc	年1,000円
	51cc～90cc	年1,200円
	91cc～125cc	年1,600円
	軽自2輪250cc以下	年2,400円
	自動2輪251cc以上	年4,000円
	ミニカー	年2,500円
軽自動車	4輪乗用車	年7,200円
	4輪貨物車	年4,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	年1,600円

#### 納める方法

5月中旬に納税通知書を送付します。年1回で5月31日までに納めます。



## 子どもの人権と児童虐待

### もしや児童虐待ではと感じたら

児童虐待は、家庭など密室で行われていることが多く、そのため虐待を発見することは難しいという問題を含んでいます。しかし、発見や通告が遅れると、子どもの命にかかわる場合があります。また、通告（連絡・相談）することにより、虐待をしている側を救うことにもなります。

社会から児童虐待をなくすためにも、「他の子のことだから」と無関心でいるのではなく、少しでも気になることがあれば、迷わず関係機関へ通告しましょう。



児童虐待の通告義務は、法律で守秘義務よりも優先され、違反に問われることはありません。（児童虐待防止法第6条第2項）



**!** 子どもは親の所有物ではありません。親や大人が「しつけ」という理由で行っている行為であっても、子どもに著しい苦痛を与える行為や子どもの成長に悪影響を与える行為は虐待です。  
 ここがポイント 大切なことは、子どもの視点・立場で考えるということです。

子どもの人権110番 大津地方法務局 ☎0120-007-110（無料）  
 (財)人権教育啓発推進センター発行の「だれもがいきいきと」から

## 甲良町まちづくり活動団体育成事業補助金制度について

甲良町では、平成20年度から、次に記載する『甲良町まちづくり活動団体育成事業補助金制度』を設けています。

### <制度の目的は>

町民の自発的かつ自律的なまちづくりと協働するために、まちづくり活動を行う団体の育成に要する経費に対し、補助金を交付するものです。

補助率 2/3 補助限度額 100,000円以内

### <補助の対象となる団体は>

- 規約、会則等を定め自主的で継続的なまちづくり活動を行っている団体もしくは、行なおうとする団体であること。
- 原則として、町民5名以上で構成されている団体又は構成しようとしている団体であること。
- 当該まちづくり活動等に要する経費の一部が、補助金以外に会費等の財源をもって充当されている団体であること。

### <補助の対象となる経費は>

まちづくり活動団体のまちづくりにかかるとっかかりに必要な経費の一部で、次の各号に掲げる経費とする。ただし、団体の維持のための経費（人件費、団体事務所の家賃、光熱費等）等は対象外とする。

- (1) 会議資料の作成経費
- (2) 専門家等の派遣に要する経費
- (3) 調査活動等に要する経費
- (4) その他町との協議により認められた経費

■ 次のような経費は対象としない。

※ 物品の購入だけのもので、その後の利用が見込まれないもの。

※ 団体の維持のための経費（人件費、団体事務所の家賃、光熱費等）等は対象外とする。

※ 飲食費は原則対象としない。ただし、第1条の趣旨を達成するために必要とする軽微な飲食費は、その限りではない。

平成21年度事業採択枠は3団体です。活用してみたいと考える団体の代表者の方は、甲良町総務課まちづくりグループに問い合わせてください。

平成21年度の申請の締め切りは6月12日（金）とさせていただきます。

申請が3団体以上の場合は、申請内容により期待される効果を判断させていただき、不決定の団体が生じることをあらかじめご了承ください。

行政相談



## ご存知ですか?

## 行政相談委員

～ききます、とどけます、あなたの声を行政に～

行政相談委員は、皆さんの身近な相談相手として、国の事務に関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。

国の事務(県・市町に委任している事務なども一部含みます。)としては、例えば、国道、一級河川、年金、健康保険、生活保護、雇用保険、労災保険、戸籍、登記、国税などといった意外に身近な分野があります。

このようなことについて、困ったときは、お気軽に行政相談委員までご相談ください。

行政相談委員は、行政相談委員法に基づき、総務大臣が民間有識者に委嘱した方であり、ご相談は無料・予約不要・秘密厳守です。

### わたしのまちの行政相談委員

(在士) 藤 礼子 さん

#### 【相談日】

毎月 第2火曜日  
(休日の場合は翌日が相談日)

#### 【場 所】

甲良町保健福祉センター 2階相談室

#### 【問い合わせ】

総務課行政グループ  
☎0749-38-3311  
滋賀行政評価事務所行政相談課  
☎077-523-1100

交通安全啓発

## 交通安全運動 (4月9日)

4月6日から始まった『春の全国交通安全運動』が実施され、交通安全協会甲良支部幹事・町交通指導員・町議会議員・町職員が甲良町役場前交差点で街頭啓発を行いました。『びわ湖より 大きな心で ゆずりあい』のスローガンを心に、町民の皆さんもゆずり合いの心を持って、交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践を習慣づけ交通事故のない安全で安心な生活を送りましょう。



## ひとのうごき

( )内は前月との比較 H21年4月1日現在

	総人口		0～15歳未満	15歳以上～65歳未満	65歳以上
男	3,824	(- 4)	542	2,484	798
女	4,201	(± 0)	549	2,486	1,166
合計	⑧8,025	(- 4)	1,091	4,970	①1,964
世帯数	2,465	(+ 8)	③=④=高齢化率24.47% 高齢化率とは65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。		

プール & お風呂

## 温水プール・香良の湯カレンダー

利用案内 <http://www.izumi21.co.jp/koura/indexpage.htm>

5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1 教室日	2 教室日
3	4	5	6 教室日	7	8 教室日	9 教室日
10	11	12 休館日	13 教室日	14	15 教室日	16 教室日
17	18	19 休館日	20 教室日	21	22 教室日	23 教室日
24	25	26 休館日	27 教室日	28	29	30
31	5日(火) 特別開館					

6月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2 休館日	3 教室日	4	5 教室日	6 教室日
7	8	9 休館日	10 教室日	11	12 教室日	13 教室日
14	15	16 休館日	17 教室日	18	19 教室日	20 教室日
21	22	23 休館日	24 教室日	25	26 教室日	27 教室日
28	29	30 休館日	■ 休館日			

温水プール一般開放 5月5日は、町内にお住まいの中学生以下のお子様と保護者の方が無料になります。

時間 13時～21時(日曜日は20時まで)  
※保護者同伴でない中学生以下は19時まで

入場料 大人 500円  
中人 300円(中学生)  
小人 200円(5歳～小学生)

※4歳以下は無料です  
※障害者手帳をお持ちの方と、介助者1人は上記入場料の半額です。

### 香良の湯

受付時間 12時45分～20時(20時30分には閉場)

入浴料 大人 250円(中学生以上)  
小人 150円(小学生)

※障害者手帳等をお持ちの方は割引があります。

### シルバーディ

金曜日は、甲良町内にお住まいの65歳以上の方に限り、無料になります。

※確認をさせていただきますので、ご協力をお願い致します。

問合先 温水プール・香良の湯 ☎38-5155

### せせらぎ農産物直売所

<営業日時>

毎週木曜日～日曜日 9時～12時

<電話番号> ☎38-2744

スタンプカード(500円=1点)で20点  
集めて素敵なプレゼントを進呈中

### 行政相談日(第2火曜日)

5月12日(火) 10時から12時

保健福祉センター2階相談室

相談内容 ①医療保険・年金  
②道路 ③生活保護  
④郵政 ⑤雇用 など

合同合宿

## 合同合宿

去る3月28・29日、名古屋より二道場参加され合同合宿を開催しました。多くの指導者のもと、日常では出来ない強化練習にて、総勢48名が体育館一杯に広がりました。又、父母の会の方々には、朝から夢空間の清掃お手伝いから始まり、お昼にはカレー、二日目には手作りバイキング料理とご協力頂きました。宿泊は荒神山少年自然の家にて、いつもは強敵として競う仲間も、交流を深め楽しいひと時を過ごしました。

当道場は、甲良空手スポーツ少年団として、小学生から中学・高校生までと、その後社会人としても昇段していける道場です。もちろん、社会人となってからも未経験でも参加できます。興味の

ある方は、毎週木曜日夜7:00～9:00甲良西小学校体育館で練習していますので、是非見学に来て下さい。



# 健康カレンダー

自分の体は自分で守ろう！

## 5月後半分（会場：保健福祉センター）

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方（児）	持ち物
乳児健診4ヶ月 及びBCG予防接種	29日（金）	13:00~13:30	H21年1月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 BCG予診票
乳児健診10ヶ月	29日（金）	13:30~14:00	H20年7月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳 質問票
胃がん検診	22日（金）	8:30~10:00	40歳以上で、申し込みをされた方	健康手帳 検診料 1,000円
大腸がん検診 説明会	28日（木）	10:00~10:30	40歳以上で、申し込みをされた方	健康手帳 検診料 500円

## 6月前半分（会場：保健福祉センター）

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方（児）	持ち物
子育て相談	2日（火）	9:30~11:00	子どもの健康、食生活、予防接種等に関する 相談を行います	母子手帳
3歳6ヶ月健診	3日（水）	13:00~14:00	H17年11月、12月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 歯ブラシ・コップ
離乳食教室	10日（水）	9:00~ 9:30	H20年10月、11月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票
特定健診 若年健診	4日（木） 5日（金） 8日（月） 9日（火）	広報に掲載	19~39歳で申し込みをされた方 40歳~64歳の国保加入者の方	健康手帳 （緑のファイル） 健診料 1,000円

■問合先 保健福祉センター保健グループ（保健師） ☎ 38-3314 / 38-5151 ■

2009年（平成21年）5月号  
通巻第355号

発行／甲良町総務課  
〒522-0244  
滋賀県犬上郡甲良町在土 353-1  
TEL. 0749-38-5061  
FAX. 0749-38-5072  
E-mail／somuka@town.koura.shiga.jp

窓口業務時間の延長日は5月8日（金）・22日（金）  
午後7時まで窓口業務を延長します。

### 受付業務

- ①住民票
- ②戸籍（婚姻・出生・死亡など）
- ③印鑑登録・証明など

### 閉庁時間帯（休日・勤務時間外）

戸籍の届出のみ  
＜関連する手続きに、再度来ていただく場合がありますので  
ご了承ください。＞

本人確認できるものをご持参ください。 例）免許証、パスポートなど

問合先 総務課 住民グループ ☎ 38-5063